

人権尊重都市宣言

人はだれでも、一人ひとりかけがえのない存在として尊重され、豊かに、健康で幸せな生活を営む権利をもっています。この基本的人権は、いかなる理由があっても侵害されるものではありません。

わが国では、日本国憲法に明示されている基本的人権の確立のため、人権擁護のさまざまな努力が続けられてきました。いまや、地球規模の交流時代の中で、人権の尊重がいっそう強い社会的要請にまで高まっています。

私たちは、すべての市民の人権を等しく保障するために、平和及び人権尊重について、ともに学び行動し、明るい民主的社會の実現を図る必要があります。

ここに、私たち市民は、憲法のかかげる平和及び人権の確立とその擁護のための活動を推進し、人ととのふれあいを大切にし、いたわりの心がゆきわたる市民生活の充実した高崎市を築くために「人権尊重都市」を宣言します。

平成7年11月30日制定
高崎市



宣言制定について

人は、一人では生きていけません。お互いが助けあい、協力しあい、生きている喜びを分かちあうことができなければならぬと思います。

民族、性などの違いを超えて「ともに生きる」ための意識改革が求められており、また、一人ひとりが人権尊重の推進役であることを日常生活を通して実践していく必要があるとの考え方から制定されました。宣言の文章構成は四段落にまとめてあります。

● 第1段落では

この宣言のねらいが盛り込まれています。

● 第2段落では

21世紀、世界の関心事は「人権」になるだろうといわれており、国際社会では人権感覚がその国の成熟度を図るバロメーターともされている現状を説明しています。

● 第3段落では

市民としての心構えがうたわれています。

● 第4段落では

心構えを実践に結び付けていくための具体的行動及び本市が追い求める目標としての都市像がうたわれています。